

省

令

## 法規的告示

## ○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

労働安全衛生規則の一部を改正する省令  
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後	目次
第一編・第二編 (略)	第一編・第二編 (略)		第三編 衛生基準
第一章～第四章 (略)	第一章～第四章 (略)		第五章 温度及び湿度 (第六百六条～第六百十二条の二)
第六章～第九章 (略)	第六章～第九章 (略)		第六章～第九章 (略)
第四編 (略)	第四編 (略)		附則
(熱中症を生ずるおそれのある作業)	(新設)		(熱中症を生ずるおそれのある作業)
第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。	第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ当該作業から離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の悪化を防止するため必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。		第一編・第二編 (略)
厚生労働大臣 福岡 資麿	農林水産大臣 江藤 拓		第三編 衛生基準

○農林水産省告示第六百二号  
漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四大中型まき網漁業の項第九号の規定に基づき、令和七年及び令和八年における農林水産大臣が定める期間を次のように定める。  
令和七年四月十五日  
令和七年及び令和八年における漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四大中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定める期間は、公海にあっては五月一日から同月三十一日まで及び七月一日から八月十五日までとし、我が国及び外国の排他的経済水域にあっては七月一日から八月十五日までとする。

## そ の 他 告 示

## ○中央選挙管理会告示第五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の二第十二項の規定に基づき、中央選挙管理会委員長に令和七年四月十四日次の者が互選されたので、中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第一条第四項の規定により告示する。

令和七年四月十五日

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

住所の市区町村名まで

千葉県浦安市

古屋 氏名

古屋 正隆

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

○中央選挙管理会告示第六号  
中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第三条の規定による委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を、令和七年四月十四日次のように定めたので告示する。

令和七年四月十五日

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

住所の市区町村名まで

東京都文京区

古屋 氏名

古屋 正隆

## ○法務省告示第七十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一條第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月十五日

認証紛争解決事業者の名称及び住所

法務大臣 鈴木 譲祐

長野県行政書士会  
長野県長野市大字南長野南千九番地三  
変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年三月二十五日

## ○法務省告示第八十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一條第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月十五日

法務大臣 鈴木 譲祐

附 則  
この省令は、令和七年六月一日から施行する。